

株式会社 東日本住宅評価センター

定期報告に係る調査・検査業務規程

第 1 章 総則

(適用範囲)

第 1 条 この定期報告に係る調査・検査業務規程（以下「規程」という。）は、株式会社東日本住宅評価センター（以下「当機関」という。）が、建築基準法（以下「法」という。）第 12 条第 1 項及び第 3 項に定める定期報告に係る調査・検査の実施について、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第 2 条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。特記なき用語は、法の定義又は用法に準ずるものとする。

- (1) 資格者 特定建築物調査員資格者、建築設備検査員資格者、防火設備検査員資格者又は一級建築士をいう。
- (2) 島しょ部 当機関の支店等から陸路によっては連絡されておらず、海路又は空路によってのみ到達できるものをいう。

(調査・検査を行う時間及び休日)

第 3 条 調査・検査を行う時間は、休日を除き、午前 9 時から午後 6 時までとする。

2 第 1 項の休日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日並びに土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 4 日までの日（前号に掲げる日を除く。）

3 第 1 項の調査を行う時間及び第 2 項の休日の規定については、緊急を要する場合又は事前に当機関と依頼者との間において調査・検査を行うための日時の調整が整った場合は、これらの規定によらないことができる。

(事務所の所在地及びその調査区域)

第 4 条 調査区域は、新潟県、長野県、静岡県及びそれらの県以東の全域（島しょ部を除く。）とする。

2 調査を行う事務所の所在地は、次のとおりとする。

- | | |
|------|------------------------------|
| 本店 | 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央 4 丁目 33 番 5 号 |
| 本店分室 | 東京都新宿区西新宿 3 丁目 7 番 1 号 |

東京支店	東京都新宿区西新宿3丁目7番1号
多摩事務所	東京都立川市錦町1丁目8番13号
神奈川支店	神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央4丁目33番5号
埼玉支店	埼玉県さいたま市北区宮原町2丁目18番7号
東関東支店	千葉県千葉市花見川区幕張本郷1丁目2番24号
常総事務所	茨城県守谷市中央4丁目13番17号
北関東支店	栃木県宇都宮市東宿郷2丁目2番1号
群馬支店	群馬県伊勢崎市寿町161番地1
静岡支店	静岡県静岡市葵区黒金町59番7号
東北支店	宮城県仙台市青葉区一番町3丁目7番23号
郡山事務所	福島県郡山市神明町7番地1
札幌事務所	北海道札幌市中央区北一条東2丁目5番2号

第2章 調査・検査

(調査・検査対象)

第5条 調査を行う対象は、特定行政庁の定める特定建築物又は政令の定める特定建築物であって、当機関が建築確認申請を引受けられる建築物のうち、1棟当たりの床面積の合計が5,000㎡以内、かつ、地上8階以下で高さ28m以下の建築物とする。

2 検査を行う対象は、次の各号に定めるものとする。

- 一 特定行政庁の定める建築設備（昇降機を除く。）であって、前項に掲げる建築物に含まれるもの
- 二 特定行政庁の定める防火設備又は政令の定める防火設備であって、前項に掲げる建築物に含まれるもの

3 前2項のほか、特に当機関の認めるものについては、調査・検査を行うことができる。

4 前項までの規定にかかわらず、確認済証副本（確認済証及び添付図書・書類）又はそれに代わる図書・書類のないものは、当機関が法令に基づき確認申請書の正本を保存している場合を除き、対象としない。

(業務の範囲)

第6条 法第12条第1項及び第3項に定める定期報告に係る調査・検査及びその結果の特定行政庁（特定行政庁の指定する窓口を含む。）への報告代行とする。

(依頼者承諾事項)

第7条 依頼者は以下の内容を承諾の上、依頼するものとする。

- 一 業務の委託 当機関は業務の一部を外部に委託することができる。
- 二 図書の提出 業務遂行上当機関の必要とする図書がある場合は、依頼者はこれの写しを当機関に提出するものとする。

(調査・検査の依頼、受付、引受及び契約)

第 8 条 依頼者は、当機関の定める依頼書にて調査の依頼を行うものとする。

2 前項により依頼を引き受けた場合には、当機関は、依頼者に引受承諾書を交付する。この場合、依頼者と当機関は別に定める業務約款に基づき契約を締結したものとする。

(調査・検査の実施)

第 9 条 当機関は、調査・検査の依頼を引き受けたときは、依頼に係る建築物等の調査・検査を資格者に実施させる。

(事前相談)

第 10 条 当機関に調査・検査を依頼しようとする依頼者は、依頼に先立ち、当機関に事前に相談することができる。

第 3 章 その他の事項

(調査・検査の依頼の取下げ)

第 11 条 依頼者は、依頼者の都合により報告書の交付前に調査・検査の依頼を取下げ場合は、その旨を記載した取下げ届を当機関に 2 部提出する。

2 当機関は、前項の届があったときは、調査・検査を中止し、提出された調査・検査依頼関係図書を申請者に返却する。

(調査・検査手数料の設定)

第 12 条 当機関は、予備調査後、実施に要する手数料の見積を行う。

(調査・検査手数料の収納)

第 13 条 依頼者は、調査・検査手数料を銀行振込みにより納入するものとする。

2 前項の払込に要する費用は依頼者の負担とする。

(調査・検査手数料の返還)

第 14 条 収納した調査・検査手数料は返還しない。ただし、当機関の責に帰すべき事由により調査・検査が実施できなかった場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

第 15 条 当機関の役員及びその職員（資格者を含む。）並びにこれらの者であった者は、調査・検査に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(帳簿及び書類の保存)

第 16 条 帳簿及び依頼書等の保存にあたっては、調査・検査に関して知り得た個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講ずる。

(帳簿及び書類の保存期間)

第 17 条 帳簿の保存期間は、各事業年度の末日の翌日から起算して 15 年間とする。

2 書類の保存期間は、調査・検査に係る報告書を特定行政庁に提出した日から 6 年間とする。

附則

(適用期日)

(イ) この規程は 2017 年（平成 29 年）12 月 1 日から施行する。

(ロ) 改定 2018 年（平成 30 年）4 月 1 日

(ハ) 改定 2018 年（平成 30 年）5 月 7 日

(ニ) 改定 2018 年（平成 30 年）6 月 11 日

(ホ) 改定 2019 年（令和元年）6 月 10 日

(ヘ) 改定 2019 年（令和元年）12 月 3 日

(ト) 改定 2020 年（令和 2 年）10 月 1 日

(チ) 改定 2021 年（令和 3 年）3 月 8 日

(リ) 改定 2023 年（令和 5 年）4 月 1 日